○財務省・農林水産省告示第二十五号

株式会社日本政策金融公庫法（平成十九年法律第五十七号）附則第三十五条の規定に基づき、平成二十年九月三十日財務省・農林水産省告示第三十五号（株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件）の一部を次のように改正する。

平成二十七年十月二十日

財務大臣臨時代理　国務大臣　山本　早苗

農林水産大臣　森山　裕

二の表を次のように改める。

償還期限	利率
九年以下	年二厘五毛
九年を超え十一年以下	年三厘五毛
十一年を超え十三年以下	年四厘五毛
十三年を超え十五年以下	年五厘五毛
十五年を超え十八年以下	年六厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年七厘

三の表を次のように改める。

償還期限	利率
九年以下	年二厘五毛
九年を超え十一年以下	年三厘五毛
十一年を超え十三年以下	年四厘五毛
十三年を超え十五年以下	年五厘五毛
十五年を超え十八年以下	年六厘五毛
十八年を超え二十五年以下	年七厘

○農林水産省告示第二千三百十六号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第九項の規定に基づき、平成二十七年七月一日から同年九月三十日までの期間に係る平均売買価格を次のとおり告示する。

平成二十七年十月二十日

農林水産大臣　森山　裕

品種	平均売買価格（消費税額分を含む。）
黒毛和種	一頭につき、六六四、一〇〇円
褐毛和種	一頭につき、五七三、六〇〇円
黒毛和種及び褐毛和種以外の肉専用種の品種	一頭につき、三二八、九〇〇円
乳用種の品種	一頭につき、二三六、四〇〇円
肉専用種と乳用種の交雑の品種	一頭につき、三七七、八〇〇円

○農林水産省告示第二千三百十七号

肉用子牛生産安定等特別措置法（昭和六十三年法律第九十八号）第五条第三項の規定に基づき、平成二年三月一日農林水産省告示第二百九十三号（肉用子牛生産安定等特別措置法に基づき、肉用子牛の主要な生産地域に所在する家畜市場であって農林水産大臣の指定するものを指定する件）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年十月二十日

農林水産大臣　森山　裕

表西部家畜市場の項及び島根中央家畜市場の項中「全国農業協同組合連合会」を「島根県農業協同組合」に改め、同表姶良郡中央家畜市場の項中「姶良郡中央家畜市場」を「姶良中央家畜市場」に改め、同表種子島中央家畜市場の項中「種子島中央家畜市場」を「種子島家畜市場」に改める。

附　則

1　この告示は、公布の日から施行する。

2　この告示の施行前に株式会社日本政策金融公庫が締結した貸付契約に係る貸付金についての貸付けの利率については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第二千三百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月二十日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　熊本県山鹿市鹿北町芋生字鳥越二九六一、二九六二の二、二九六三の二、二九六五の一、二九六七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字鳥越二九六一・二九六二の二・二九六三の二・二九六五の一・二九六七（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山鹿市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月二十日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　熊本県下益城郡美里町柏川字尾津留八三八の一から八三八の三まで、字本村一〇三二の一、一〇三二の二、一〇三三の一、一〇三三の三、一〇三三の五、一〇三三の六、一〇四四、一一四〇の八、字屏風岩一二一九、一二二〇、字水桑一二二七

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字尾津留八三八の一から八三八の三まで（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、字本村一〇三二の一・一〇三三の一・一〇三三の三・一〇三三の六・一一四〇の八（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、一〇三二の二、一〇三三の五、字屏風岩一二一九・一二二〇（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び美里町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千三百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十七年十月二十日

農林水産大臣　森山　裕

一　保安林の所在場所　熊本県上益城郡山都町猿渡字吉ノ谷八〇八、八一〇、八一三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

字吉ノ谷八〇八・八一〇・八一三（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を熊本県庁及び山都町役場に備え置いて縦覧に供する。）